

三条市不妊・不育症治療費助成事業のご案内

三条市では、不妊や不育症で悩んでいるご夫婦が経済的な理由で治療を諦めることがないように、不妊治療及び不育症治療費の助成を行っています。



1 不妊治療費助成

◆ 助成対象者

本人又は配偶者（事実婚を含む）の両方又はいずれかが市内に住所を有する方
※国、県等の制度による助成を受けている方は対象外です。

◆ 対象となる治療

- ・特定不妊治療及び一般不妊治療（医療保険の対象となるものに限ります。）
- ・医療保険適用の治療と併用して行われる先進医療

◆ 助成回数

制限はありません。

◆ 助成金額

- ・特定不妊治療及び一般不妊治療：医療保険適用後の自己負担額の全額
 - ・先進医療：1年度につき上限15万円まで
- ※助成対象経費は、入院費、食事料、文書料、その他不妊治療と関係のない費用として教育委員会が認めるものを除きます。

◆ 申請方法

次の書類等を揃え、三条市子どもの育ちサポートセンターに提出してください。

- ①三条市不妊治療費助成申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②保険医療機関等証明書（様式第2号）
- ③不妊治療を受けた医療機関等の発行する領収書及び治療内容明細書
事実婚の方は、次の書類も提出ください。
- ④市内に住所を有さない人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本
- ⑤事実婚関係に関する申立書（様式第3号）

様式は市ホームページからダウンロードできます。



2 不育症治療費助成

◆ 助成対象者

不育症の治療を受け、次の要件をすべて満たす方

- ①医療機関において不育症と診断され、治療の必要性が認められた方

②本人又は配偶者（事実婚を含む）の両方又はいずれかが市内に住所を有する方
※国、県等の制度による助成を受けている方は対象外です。

◆ 対象となる治療

医療保険適用及び医療保険適用外の不育症の検査・治療

◆ 助成回数

制限はありません。

◆ 助成金額

1 治療期間につき上限 15 万円

※母子健康手帳交付日以後の保険適用の治療に係る自己負担額は対象外です。

※助成対象経費は、入院費、食事料、文書料、その他不妊治療と関係のない費用として教育委員会が認めるものを除きます。

◆ 申請方法

次の書類等を揃え、三条市子どもの育ちサポートセンターに提出してください。

①三条市不育症治療費助成申請書兼実績報告書（様式第1号）

②保険医療機関等証明書（様式第2号）

③不育症治療を受けた医療機関等の発行する領収書及び治療内容明細書
事実婚の方は、次の書類も提出ください。

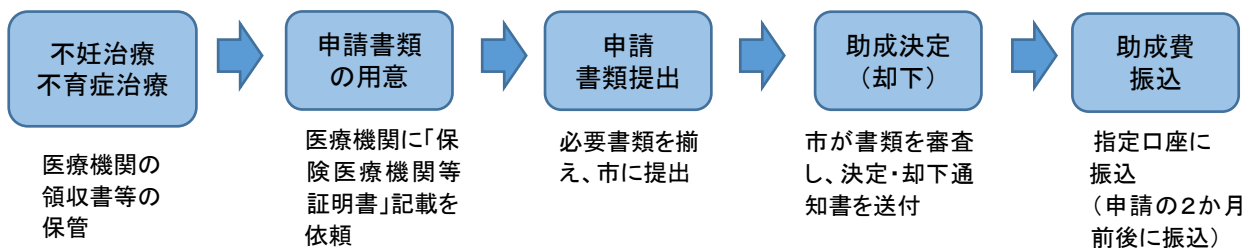
④市内に住所を有さない人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本

⑤事実婚関係に関する申立書（様式第3号）

様式は市ホームページからダウンロードできます。



手続きの流れ



【お問合せ先】

三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター 総合支援係

電話：0256-45-1114

